

長寿医療研究開発費 2020年度 総括研究報告（総合報告）
認知症高齢者の見守りツールの効果検証とその活用に関する研究（19－37）

主任研究者

進藤 由美 国立長寿医療研究センター 企画戦略局（リサーチコーディネーター）

研究期間 2019年4月1日～2021年3月31日

研究要旨

認知症の人、または認知症が疑われる高齢者の一人歩きによる行方不明は、高齢者数の増加とともに年々増加している。特に行方不明時の発見が遅れると、事故に遭ったり、夏には脱水症、冬には凍死といった命の危険がある。そのため、日常生活の安否確認を含めた行方不明の発生予防、ならびに行方不明発生時の搜索を迅速に行うことが重要である。

認知症の人の見守りや行方不明時の搜索について、市町村は様々な取組を行っており、各々異なるツールを導入している。しかし、それらのツールの活用状況等、詳細の確認はなされていない。そこで、本研究では愛知県内の市町村における見守りや行方不明時の取組に関する調査を行い、傾向をつかむとともに、用いられているツールを確認、それを元に、見守りや行方不明時の搜索に用いられるツールに関する質問紙調査を行い、活用状況や発見に至ったツールを明らかにするとともに、その応用性について検討を行った。

まず、愛知県内の市町村における見守り、行方不明時の搜索に関する事業について確認するとともに、愛知県が平成30年度に実施した行方不明時の搜索に関する調査（既存調査）の再分析を行った。その結果、「見守り」という言葉で多様な事業が行われていること、平成29年度中に県内54市町村中、48か所（89%）において行方不明者が発生していた。また、行方不明時の搜索にあたり、導入しているツールとしてはメール配信システム（45か所）、GPS（25か所）、防災無線（21か所）、地域放送局/ケーブルテレビ（7か所）で、実際に使った搜索手段としては、メール配信システムが最も多かった（40か所）。

これらの結果を踏まえ、令和2年度に愛知県内の市町村を対象に質問紙調査を行った。その結果、令和元年度において行方不明が発生したと回答した自治体は54市町村中41自治体（75.9%）で、市町村が把握している行方不明者の延べ人数は960名であった。また、そのうち951名が発見されているが、そのうち居住地の市町村外で発見された者のいる市町村は28か所（行方不明者のあった41自治体中58.3%）で、市町村外で発見された者の延べ人数は143名（行方不明者延べ960人中、14.9%）であった。それに対し、近隣の市町村と広域ネットワークを構築しているのは54市町村中24自治体（44.4%）にとどまった。

安否確認を主とする見守りの取組を行っているのは県内54市町村中50市町村で、見守りネットワークを構築しているのはそのうちの44自治体（50自治体中の88.0%）であった。見守りに用いているツールとしては、見守りステッカーやセンサー、見守りキーホルダー

一、緊急通報装置や福祉電話といった回答があった。

また、行方不明時の検索に関する取組を行っているのは 54 市町村中 52 自治体 (96.3%) で、そのうち検索ネットワークを構築している自治体は 41 か所 (52 自治体中 78.8%) であった。行方不明発生時に備えて用意されているツールとしては Email (43 自治体) や GPS (28 自治体)、防災無線 (23 自治体)、Fax (18 自治体)、ケーブルテレビ (5 自治体)、アプリ (2 自治体) の他、電子@連絡帳等が報告された。これらのツールのうち、行方不明が発生した際に実際に用いられるツールとしては、アプリ (活用率 100.0%)、Email (同 90.7%)、Fax (同 72.2%) 防災無線 (同 43.5%) であり、GPS は導入自治体が 28 自治体あるにもかかわらず、活用率は 42.8%にとどまった。また、発見につながったツールとしては、防災無線が最も高く 70.0%であった。また、検索ツールに求めるものとして、認知症の人の見守り・行方不明時の検索においては、検索協力が得やすいこと、検索対象者が持ち運びしやすいこと、検索協力者の費用負担が少ないことなどの回答が多かった。

見守り、行方不明時の検索におけるツールの応用性について自治体職員や地域包括支援センター職員から意見を収集したところ、市町村ごとに見守りや行方不明時の検索に用いているツールが異なることから、広域連携や市町村を超えた見守りや検索が難しく、県で統一してほしいとの意見が挙げられた。また、GPS は充電が必要であったり、持ち運びが必要なことから、思ったより活用できていないこと、Email や防災無線は個人情報との絡みから、情報をどこまで開示するか悩むことなどが課題として挙げられた。

これらの結果を踏まえると、見守り、行方不明時の検索のためのツールは、県単位で統一することが望ましいこと、特に行方不明時の検索に求めるツールとしては、広域での検索協力が得やすいこと、安価なこと、検索対象者が持ち運びしやすい、または持ち運ぶ必要がないことなどが重要であり、その候補としてはアプリが挙げられる。アプリの場合、行方不明時の検索協力を得るだけでなく、日頃から有益な情報を提供することができるなど、応用性も高く、一般市民への協力の依頼がしやすいという利点もある。

見守り、行方不明時の検索ツールを導入・活用するにあたっては、その利便性だけでなく、費用負担や市民の協力の得やすさ等について配慮が必要であろう。自治体や利用者、住民の負担を極力減らしつつ、認知症の人の安全・安心につながるツールは何かについて、引き続き探求していきたい。

A. 研究目的

認知症の人、または認知症が疑われる高齢者の一人歩きによる行方不明は、年々増加の一途をたどっている。令和元年 6 月に警察庁生活安全局生活安全企画課が発表した「平成 30 年における行方不明者の状況」によると、平成 30 年の行方不明者数（延べ人数）は 87,962 件で、直近 10 年間で最も多い。そのうち、届出人から「認知症又はその疑いにより行方不明になった」旨の申し出があった者は 16,927 人（19.2%）を占め、平成 30 年中に所在確認ができた者は 16,227 名（96.2%）と多数を占めているが、死亡確認であった者も 508 名（3.0%）と、その数は決して少なくない。

認知症の人や独居高齢者の地域生活を支える上で地域住民による見守りは重要であり、GPS の貸与や見守りキーホルダーの配布、SOS ネットワークの構築、行方不明時に備えた事前登録や、防災無線、Email などを活用した搜索等、市町村は様々な施策を打ち出している。また、総務省や厚生労働省などが開発費を支援しスマートフォンのアプリを使った見守り支援が始まるなど、見守りの方法は多様化している。

今後団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向け、地域全体に見守り支援を広げていくためには、効果が認められるツールを明らかにし、それを普及させていくことが重要であるが、見守りに用いられるツールの効果検証はほとんどなされておらず、施策推進の上で決め手となるデータは収集されていない。

そこで、本研究では愛知県や県内市町村の協力を得て、それぞれの地域で実施している見守り・行方不明対策に関する施策の効果検証を行い、今後の施策に反映をさせるための基礎データを収集すると共に、他の支援方策への応用について検討を行い、認知症の人の見守り活動の促進に貢献する。

B. 研究方法

愛知県内ならびに周辺県の市町村の協力を得て、それぞれの地域で実施している見守り施策の効果検証を行い、今後の施策に反映をさせるための基礎データを収集すると共に、他の支援方策への応用について、検討を行った。

当初、本研究では A) 愛知県内の市町村における、見守り・搜索に関する施策と方法の把握・整理（質問紙調査）、B) 市町村における見守り・搜索の代表的ツールの検証（ツール検証）、C) 代表的ツールを用いた広域調査の実施（広域実地調査）、D) 見守り・搜索における代表的ツールの応用性に関する検討（応用性の検討・検証）の 4 つの実施を予定したが、2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の広がりとその対応のため、各市町村における見守り・行方不明搜索の事業を中止または縮小となり、調査研究への協力が難しくなったことから、B) ～D) の実地での検証や集合での聞き取り調査の中止が余儀なくされた。

そのため、1) 既存調査を元にした愛知県内市町村の見守り・行方不明時の搜索に関する取組状況の把握、2) 見守り・行方不明時の搜索における代表的ツールの洗い出し（ツール検索）、3) 愛知県内の市町村における、見守り・行方不明時の搜索に関する取組状況と課題

の把握・整理（質問紙調査）、4）見守り・行方不明時の搜索における代表的ツールの応用性に関する検討（応用性の検討）を実施した。

【事業の流れ】

令和元年度

1) 既存調査を元にした愛知県内市町村の見守り・行方不明時の搜索に関する取組状況の把握（既存調査の確認）

2) 見守り・行方不明時の搜索における代表的ツールの洗い出し（ツール検索）

令和2年度

3) 愛知県内の市町村における、見守り・行方不明時の搜索に関する取組状況と課題の把握・整理（質問紙調査）

4) 見守り・行方不明時の搜索における代表的ツールの応用性に関する検討（応用性の検討）

【倫理的配慮】

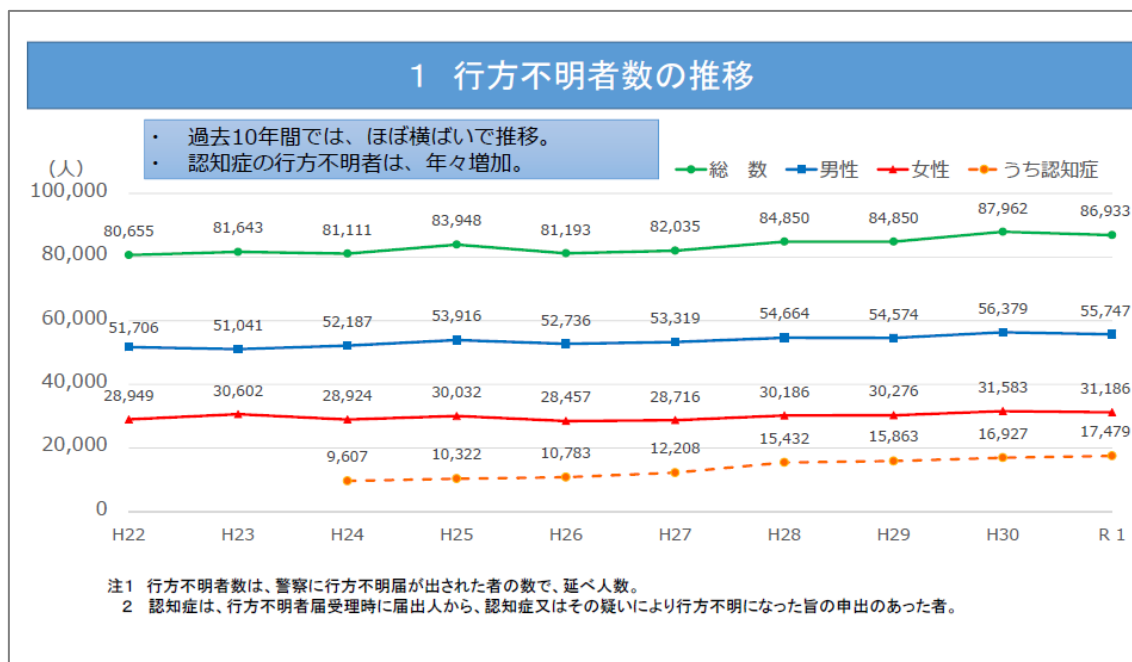
本研究は国立長寿医療研究センターの倫理・利益相反委員会の審査を受け、承認を得た。また、調査票には本調査への協力の可否を問う質問項目を設け、承諾の場合はチェックを入れるよう回答者に依頼した。

C 研究結果

1. 全国の行方不明者の動向と自治体の取組

① 全国の行方不明者数と傾向

行方不明の発生に関する全国的な傾向をつかむため、警察庁の資料を確認したところ、統計を取り始めた平成 24 年以降、認知症の人の行方不明は年々増加の一途をたどっている。



<図：全国の行方不明者数の推移>

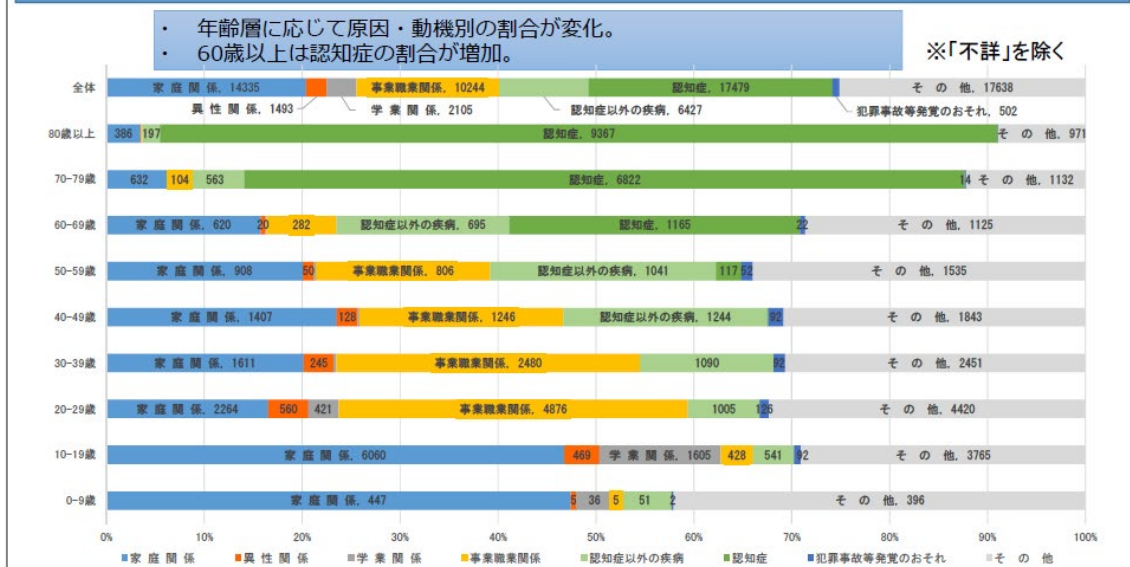
資料：警察庁生活安全局生活安全企画課

「行方不明者数の推移」令和 2 年 7 月

(https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/R01yukuefumeisha_zuhyou.pdf)

認知症の人の行方不明者数は、平成 24 年度は 9,607 名であったのに対し、令和元年度は 17,479 人と、7 年の間に 1.82 倍に増加している。なお、警察庁の統計は警察に捜索依頼があった件数のみであり、捜索依頼の出ていないものを含めると、さらに多くの行方不明者が全国で生じている。さらに、年齢階級別にみると 60 歳以上において認知症委の割合が高く、80 歳以上では行方不明者の約 90%が認知症によるものである。

4 令和元年中の行方不明者数の原因・動機別割合（年齢層別）



<図：令和元年中の行方不明者数の原因・動機別割合（年齢層別）>

資料：警察庁生活安全局生活安全企画課

「令和元年中の行方不明者数の原因・動機別割合（年齢層別）. 令和2年7月

(https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/R01yukuefumeisha_zuhyou.pdf)

認知症の人の行方不明は、夏は熱中症、冬は凍死の危険があることに加え、地域によって川や海への転落や、森や山で遭難するなどの危険がある。菊地ら¹によれば、行方不明死亡者の死亡に至るパターンとして、①行方不明後すぐに自動車事故などによる外傷や溺死、病状悪化などによって死亡するパターン、②数日間徘徊して徐々に体力を奪われた末に低体温症などで死亡するパターン、③その他のパターン、の3つを報告している。そのため、行方不明による命の危険や事故・怪我のリスクを軽減するため、いかに早く発見につなげるかが重要である。

② 見守り・行方不明時の捜索における代表的ツールの洗い出しと用語の整理

高齢者等の見守りならびに行方不明時の捜索における代表的ツールをインターネット等で検索し、使用方法や費用、使い勝手等について確認した。

まず、高齢者等の見守りツールとして、東京都町田市では「高齢者あんしんキーホルダー」事業を平成12年から実施している²。これは、高齢者の氏名、住所、緊急連絡先を、地域包括支援センターに登録することで発行されるキーホルダーで、万が一外出先で倒れ

¹ 菊地和則、伊集院睦夫、栗田主一、鈴木隆雄「認知症の徘徊による行方不明死亡者の死亡パターンに関する研究」日本老年医学雑誌. 53(4), pp363-373, 2016.

² 東京都町田市「高齢者あんしんキーホルダー」

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/old/shiminnokatae/seikatsukurashi/mimamori/koureisha.html>

たり、事故等に遭遇して救急搬送された際に、病院や警察等が地域包括支援センターを通じて迅速に確認ができるものである。

また、行方不明時の検索として、GPSを導入している市町村が多数ある。中には複数の会社のGPS端末のうち、希望者に種類を選んでもらって利用助成を行っている自治体もある（東京都品川区³⁾）。また、GPSの形状も様々で、首から下げる形式のものや靴のかかについているもの、携帯電話のような形態のものなど、さまざまである⁴⁾。

このように、自治体では認知症の人の日頃の見守りや行方不明時の検索において様々な取組を行っているが、取組の名称は統一されておらず、特に「見守り」という言葉は①認知症の人の行方不明時における対応、②行方不明時を含む、認知症の人の日常の見守り、③認知症の人に限らず、高齢者全般の孤立や異常に対する早期対応、④認知症の人に限らず、高齢者全般の日常の見守り、の4つの意味合いで用いられている。

以下、愛知県内の市町において「見守り」という言葉が用いられている事業・活動名とその内容をまとめる。

<表：県内市町村における事業・活動の名称とその内容>

市町村名	事業・活動名	内容
大府市	おおぶ・あったか見守りネットワーク	認知症の人が行方不明になった際の検索に活用するネットワーク
東浦町	みまもりねっと	認知症の人が行方不明になった場合に、身体的特徴や服装等の情報を配信するメールマガジン
みよし市	みよし市地域見守り活動	認知症もしくは認知症の疑いのある人の早期発見、行方不明の防止、および地域での異変の通報などを行う活動
名古屋市	見守り事業者登録制度	孤立死の恐れのある世帯を発見した場合に各区役所に連絡
豊田市	高齢者見守りほっとライン	地域で広く情報収集できるネットワーク体制を構築し、孤独死、虐待などを防ぐための早期発見及び見守りを行う
岡崎市	認知症高齢者見守りネットワーク	認知症の人が行方不明になった際に早期に発見するため、徘徊のおそれのある人の「事前登録」を行い、徘徊時の情報を協力者にいなくなった場所や服装、持ち物等の情報を配信。

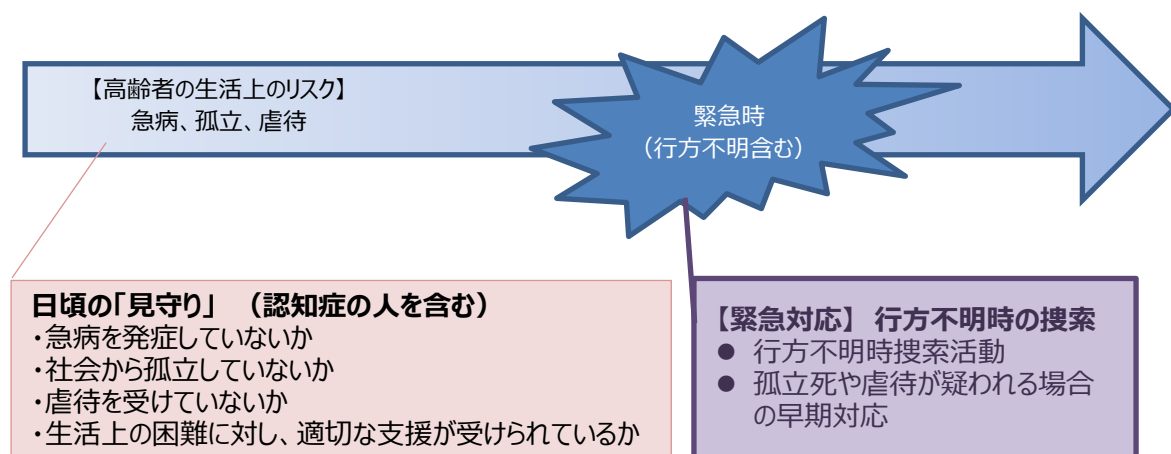
³⁾ 東京都品川区「徘徊高齢者検索システム利用料助成」

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-koureisya/kenkou-koureisya-anshinkurashi/kenkou-koureisya-anshinkurashi-ninchisyo/hpg000033520.html>

⁴⁾ ナビメル (<https://mimamori-life.com/>)、絆－ONE (<https://www.kizuna-one.jp/gps/>)

	高齢者見守り支援事業	民間事業者が業務活動を通じて高齢者の孤立死や虐待を防止する。
一宮市	高齢者見守り活動	民間事業者が業務を通じて高齢者の孤独死が疑われる場合や安否確認、一人で徘徊していると思われる高齢者がいる場合に、地域包括支援センターに連絡

このように、自治体によって「見守り」が意味することが異なり、その事業内容は様々であるが、認知症の人の行方不明の発生を防ぐためには、日々の生活において、急病を発症していないか、社会から孤立していないか、虐待を受けていないか、生活上の困難に対して適切な支援が受けられているかといった、「見守り」が重要であり、万が一行方不明等が発生した場合において、早期発見につながる仕組みを構築することが命を救うことになる。具体的には以下のようなになる。



<図：日頃の見守りと緊急時の対応>

そこで、本研究では「見守り」と「行方不明時の搜索」を別の取組ととらえて整理することとした。

③ 愛知県や外部研究者等との協働

(1) 愛知県との協働

愛知県福祉局高齢福祉課では、毎年愛知県内の市町村に対して認知症高齢者等行方不明者に対する見守りネットワークの構築に関する実態把握調査を実施している。そこで、市町村の業務負担軽減のため、令和2年度に実施する県の実態把握調査と本調査の調査を同時に実施することを提案し、承諾を得た。また、質問紙調査を作成するにあたり、愛知県が平成30年度に実施した調査（平成29年度の行方不明の発生状況）のデータを共有する

とともに、調査項目の精査を行った。

また、見守り・行方不明時の検索における代表的ツールの応用性に関する検討を行うにあたり、愛知県庁の担当者同席の下、ウェブ会議システムを活用して県内市町村、地域包括支援センター職員を対象に聞き取り調査を実施するなど、密に連携した。

（２）有識者会議の開催

本事業を推進するにあたり、調査内容の整理や集計結果の分析、結果の解釈等について意見を求めるべく、有識者会議を開催した。

【第１回】

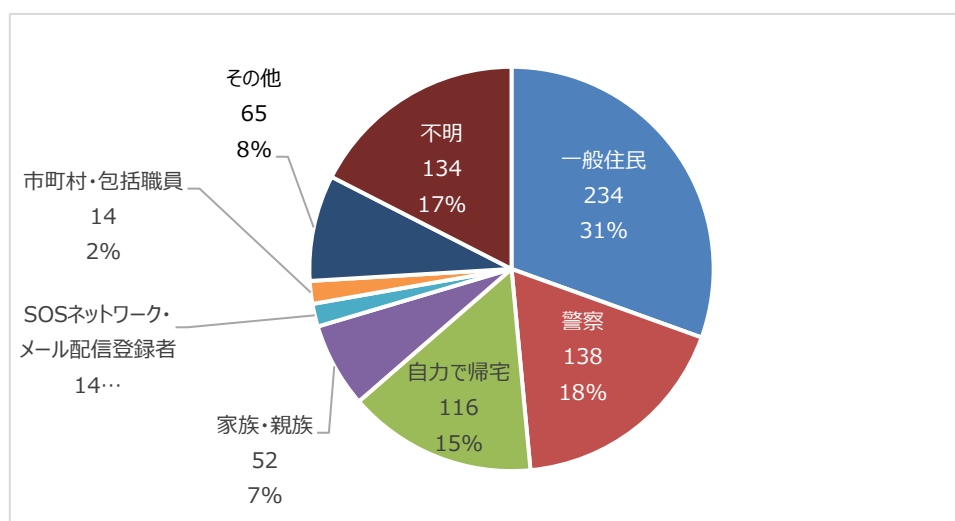
日時	令和元年 12 月 19 日（木）午前 10：00～12：00
場所	オフィスパーク名駅プレミア会議室
参加者	大阪大学大学院医学系研究科総合保健看護科学分野 准教授 山川 みやえ 先生 社団法人セーフティネットリンケージ 代表理事 高原 達也 様 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 企画戦略局リサーチコーディネーター 進藤 由美
検討内容	1. 愛知県内における見守りネットワークの現状 2. 市町村対象調査に向けた質問項目の精査 3. その他：「見守り」と「検索」の整理

【第２回】

日時	令和 3 年 3 月 29 日（月）午後 1:00～3:00
場所	ウインクあいち 1203 会議室
参加者	大阪大学大学院医学系研究科総合保健看護科学分野 准教授 山川 みやえ 先生 社団法人セーフティネットリンケージ 代表理事 高原 達也 様 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 企画戦略局リサーチコーディネーター 進藤 由美
検討内容	1. 令和 2 年度質問紙調査の結果について 2. 見守り・検索の代表的ツールの利点・要改善点 3. 代表的ツールの推進に向けて

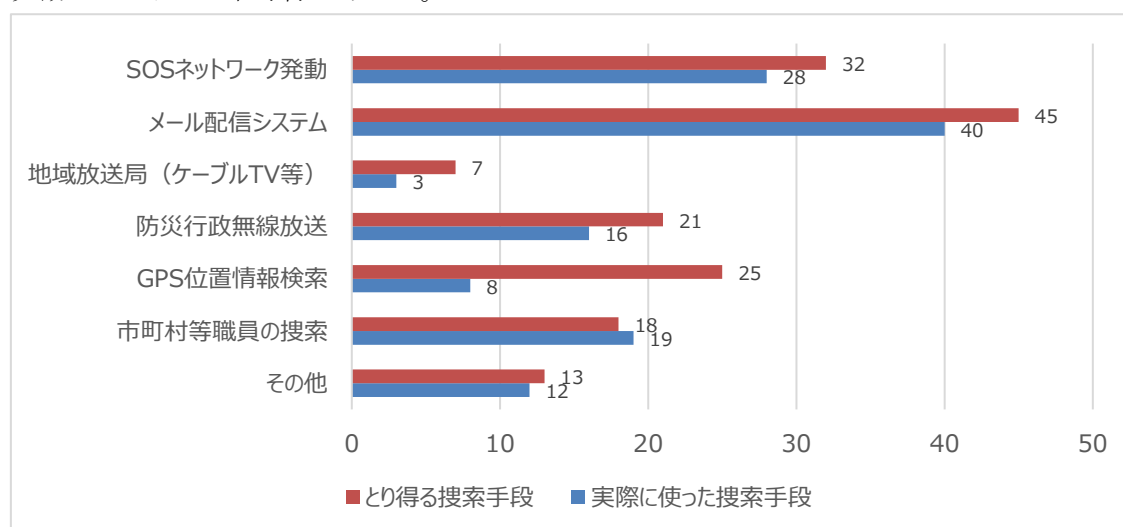
④ 既存調査を元にした、県内の愛知県内市町村の行方不明時の捜索に関する取組状況の把握

愛知県内の行方不明者の発生状況等について確認するため、愛知県が平成 30 年度に実施した調査（平成 29 年度に行方不明の発生状況）の結果の再分析を行った。その結果、平成 29 年度に市町村が把握している行方不明者数は延べ 770 名で、発生した市町村は 48 か所（89%）に上り、「無し」と回答した自治体（6 か所、11%）を大幅に上回った。また、行方不明者を発見した者としては一般住民が最も多く（234 件、全体の 31%）、次いで警察（138 件、18%）、自力で帰宅（116 件、15%）であった。



<図：行方不明者を発見した者の種別>

また、行方不明時の捜索に活用したツールとしては、「メール配信システム」が最も多く、そのうち 40 市町村が実際の捜索時に活用した。また、捜索のための SOS ネットワークを発動したのは 28 市町村であった。



<図：行方不明時の捜索に使った手段>

⑤ 見守り・行方不明時の検索における代表的ツールの洗い出し

愛知県内の市町村における、見守りに関する施策と方法の把握・整理を行うにあたり、平成 30 年度に実施した調査結果や市町村のウェブサイトを確認したところ、見守りや行方不明時の検索で用いられるツールとして以下があった。

メール配信、防災行政無線、GPS、ケーブル TV、アプリ
ステッカー、キーホルダー

*「見守り SOS ネットワーク」は、見守り・検索のツールではなく「仕組み」のため、ここでは除外した。

上段にある「メール配信、防災行政無線、GPS、ケーブル TV、アプリ」は、行方不明者が発生した際にその検索を行うためのツールであるが、「ステッカー」や「キーホルダー」は日頃の見守りにおいて活用されるものであり、行方不明時の検索の際には、本人確認において有効であるが、検索そのものには活用しにくい。また、見守り・検索のツールの有効性を考える上で、「本人」、「家族」、「検索協力者」のそれぞれの立場によって、有効性の重要度が異なることが考えられる。具体的には以下のとおりである。

<表：見守り・検索ツールにおいて優先する項目（対象別、例）>

	見守り・検索ツールにおいて優先する項目（例）
本人	本人・家族のプライバシーが保護されている 持ち運びしやすい（軽い、小さい、デザインが良い等含む） 本人・家族が使いやすい 本人・家族の費用負担が少ない
家族	本人・家族のプライバシーが保護されている 本人・家族が使いやすい 本人・家族の費用負担が少ない
検索協力者	検索に必要な情報を得やすい 協力者の費用負担が少ない 協力者が使いやすい 協力者のプライバシーが保護されている

このように、「プライバシーの保護」、「使いやすさ」、「費用負担」は、本人・家族と検索協力者のそれぞれの立場によって優先項目が異なることが考えられ、代表的ツールの検討時に考慮することとした。

⑥ 愛知県内の市町村における、見守り・行方不明時の捜索に関する取組状況と課題の把握・整理

愛知県内の市町村（54 か所）に対し、令和元年度時点の見守り・行方不明時の捜索に関する取組状況と課題に関する質問紙調査を行い、自治体規模や高齢化率といった基礎情報の他、取組の対象者やコスト、年間の利用者数、課題等について確認した。

当初の予定では令和 2 年 1 月に倫理・利益相反委員会に審査の申請をし、承認が下り次第調査を実施する予定であったが、他業務の兼ね合いと新型コロナの影響、そして愛知県庁との調整があったことから、調査票の完成が令和 2 年 6 月にずれ込んだ。その結果、倫理・利益相反審査の申請を 7 月に実施、9 月末に承認され、10 月から調査を行った。

<調査時期>

令和 2 年 10 月 2 日～11 月 20 日

<対象>

県内 54 市町村

<方法>

メールによる質問紙調査

*当センターよりメールにて質問紙を各市町村担当者に送付。返信もメールにて行った。

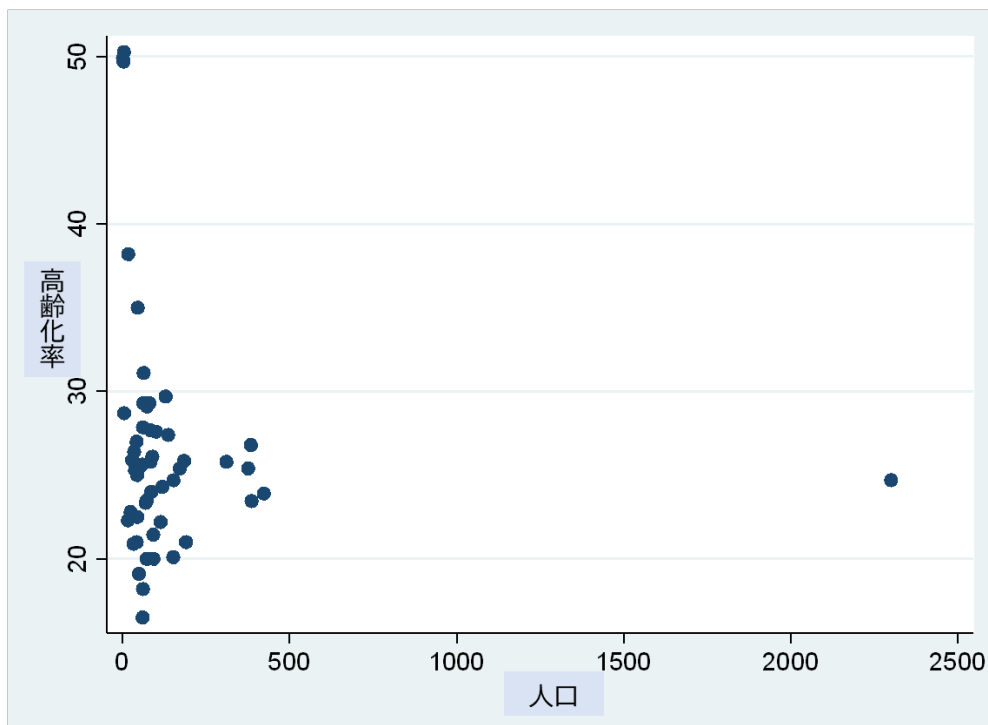
<回収>

54 市町村（回収率 100.0%）

<結果の概要>

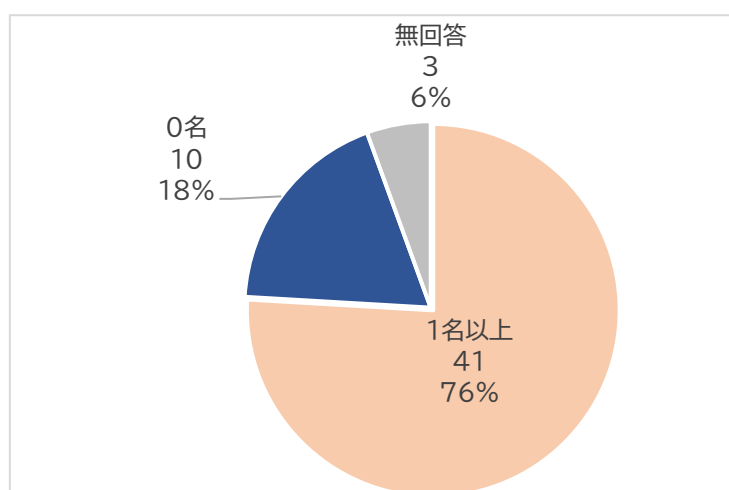
回答のあった 54 市町村の人口（千人単位）と高齢化率（%）を図に示す。

県内には政令指定都市があることから、一か所突出して人口が多いが、その自治体を除くと、人口規模は 1 万人以下のところから 30 万人以上 50 万人以下のところまで幅広い。また、高齢化率は人口規模が小さなおおところほど分布が広く、人口規模が大きなおところは 25~28%程度であった。



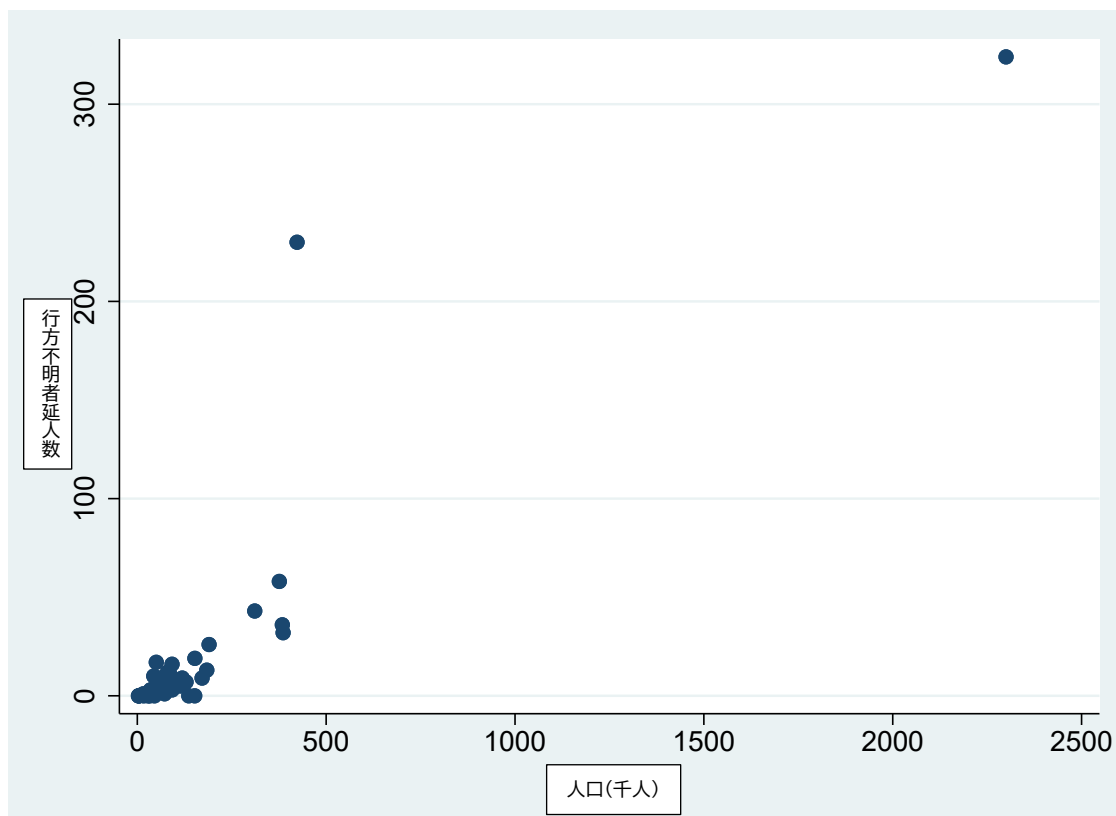
● 令和元年度の行方不明者数

令和元年度において、愛知県内の市町村が把握している行方不明者の延べ人数は 960 名で、うち 951 名が発見されている。また、行方不明が 1 名以上発生したと回答した自治体は 54 市町村中 41 か所（76%）であった。留意したい点として、この数字は市町村が把握している行方不明者数であり、実際の行方不明者数はさらに多いと考えれる。



● 人口と行方不明者延べ人数の分布

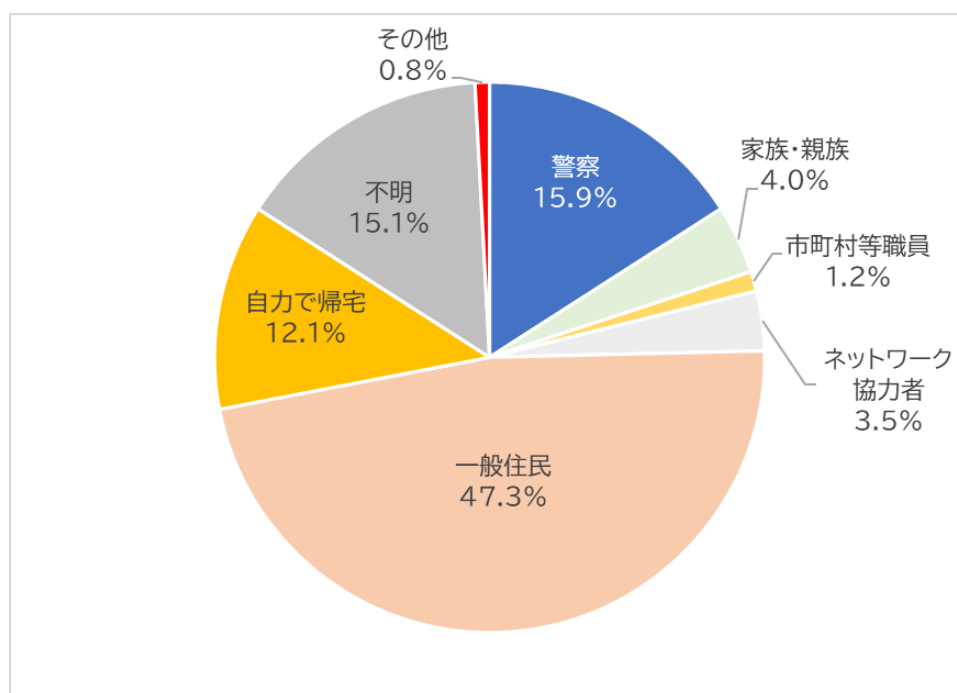
人口と行方不明者の分布をみると、人口が増えるにつれ行方不明者の延べ人数も増加する傾向にある。なお、行方不明者の延べ人数は市町村が把握している数字であり、実際の行方不明者数はさらに多いことに留意されたい。



<図：人口と行方不明者の延べ人数の分布>

● 発見者とその割合

市町村が把握している行方不明者を発見した人について確認したところ、「一般住民」が最も多く 446 名（47.3%）で、次いで「警察」（150 名、15.9%）、「不明」（142 名、15.1%）、「自力で帰宅」（114 名、12.1%）であった。また、「その他」として報告があったのは、ケアマネジャー、介護サービス職員といった介護保険サービスの職員の他、駅員、バス会社職員、パチンコ店員、コンビニ店員といった生活関連企業の職員であった。

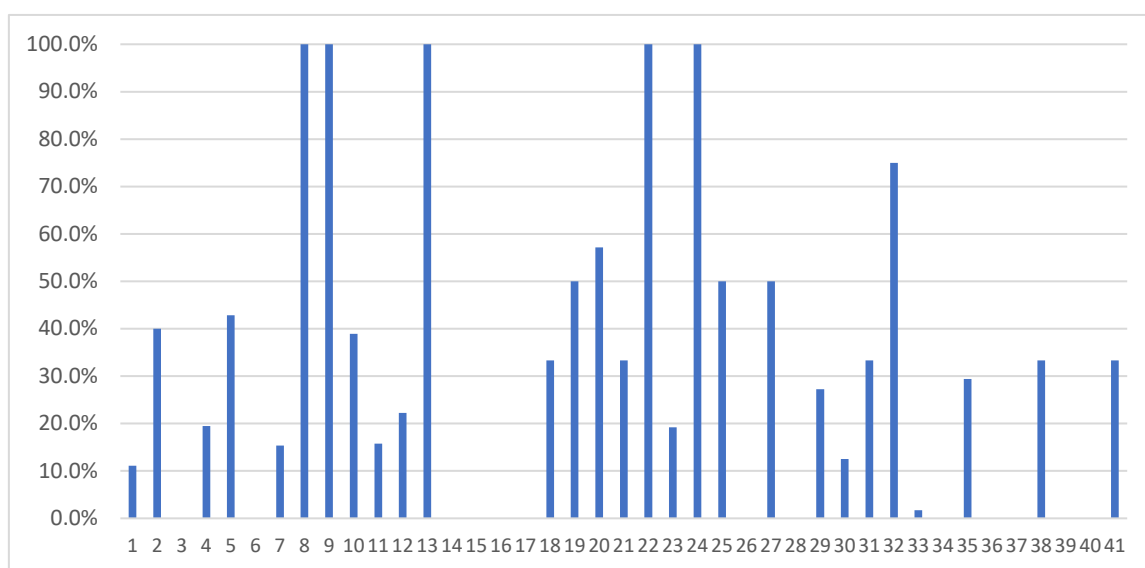


<図：発見者とその割合>

● 行方不明者のうち、市町村外で発見された人の割合

令和元年度に発見された 951 名の行方不明者のうち、居住する市町村内で発見された者は 780 名（81.3%）で、市町村外で発見された者は 143 名（14.9%）であった。

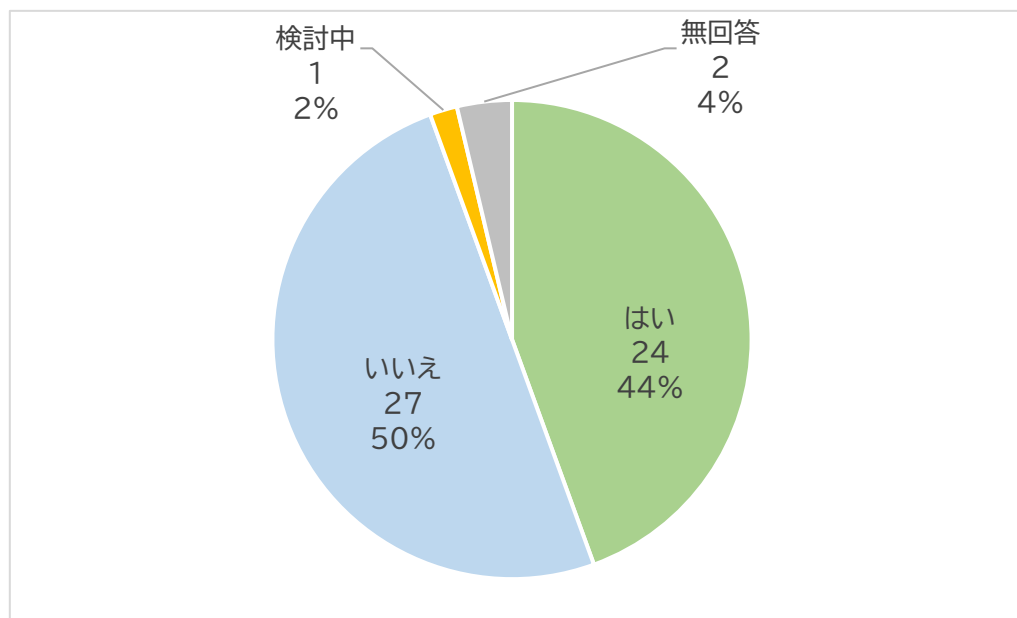
また、年間の行方不明者数のうち、居住する市町村外での発見・保護された人がいる自治体は 28 か所（行方不明者のあった 41 自治体のうちの 68.3%）で、管内市町村で行方不明者の全員が発見された自治体は 13 か所（行方不明者の発生した 41 自治体のうちの 31.7%）であった。なお、行方不明者の全員が市町村外で見つかった自治体も 5 か所（同 12.2%）あった。



<図：行方不明者（延べ）において、市町村外で発見された人の割合（市町村ごと）>

● 近隣の他市町村との広域ネットワーク構築

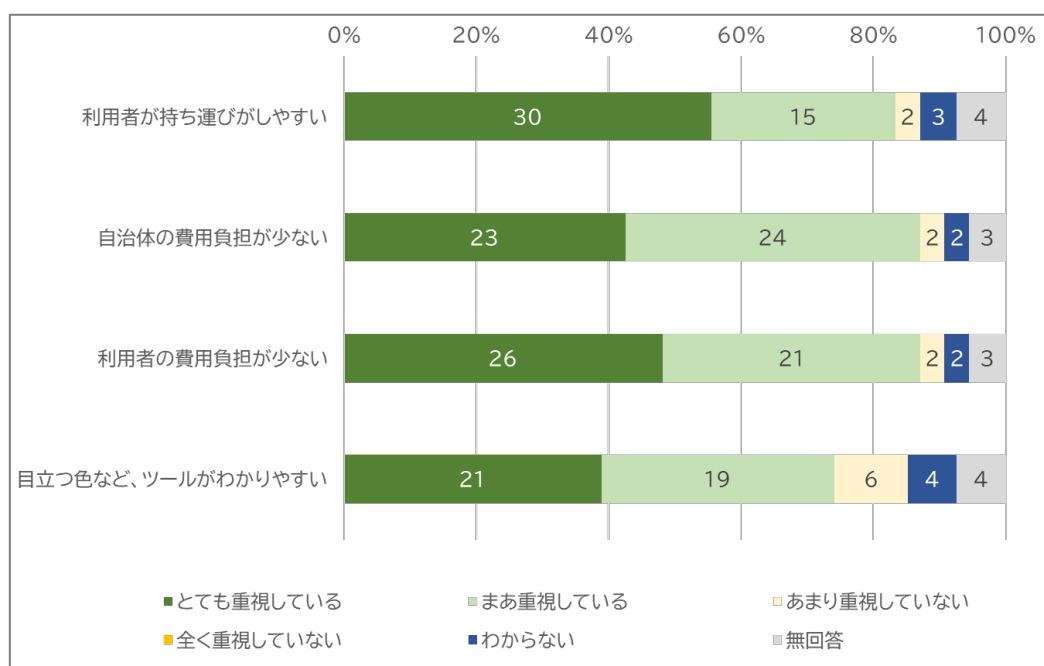
行方不明者の捜索にあたり、近隣の他市町村と広域ネットワークを築いているかを確認したところ、「はい」と回答した自治体は県内全 54 市町村中 24 か所（44.4%）で、構築していないと回答した自治体は 27 か所（50.0%）であった。



<図：近隣の他市町村との広域ネットワーク構築状況>

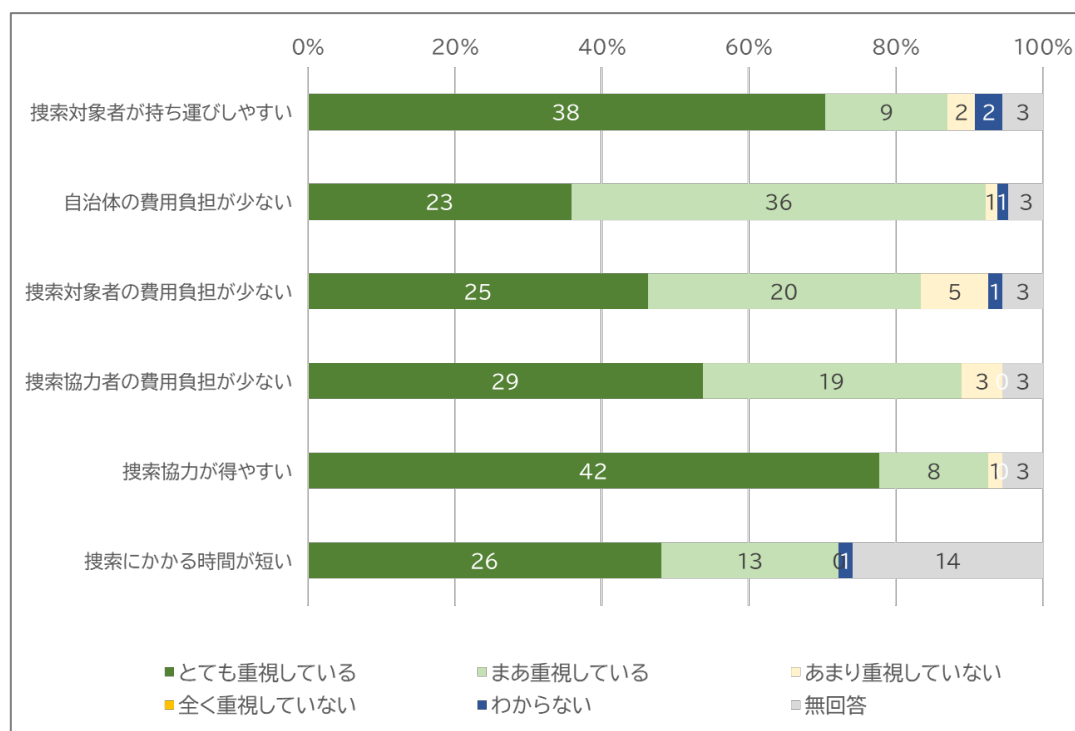
● 見守りツールに求めるもの、検索ツールに求めるもの

安否確認を主目的とする「見守りツール」に対し、自治体職員が求めるものを確認したところ、「とても重視している」と回答した数が最も多かったのは「利用者が持ち運びをしやすい」（30 か所、55.6%）で、次いで「利用者の費用負担が少ない」（26 か所、48.1%）であった。



<図：見守りツールに求めるもの（数字は回答数）>

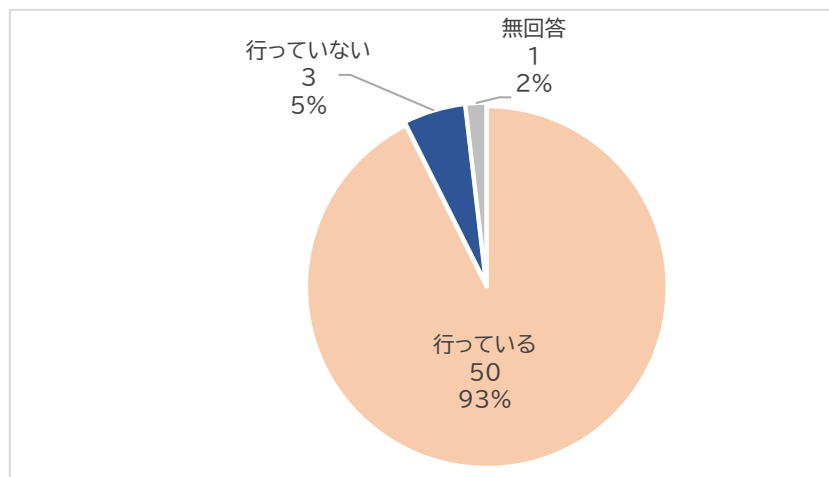
また、行方不明時の検索ツールに求めるものについて確認したところ、「検索協力が得やすい」の回答が最も多く、42 か所（77.8%）、次いで「利用対象者が持ち運びしやすい」で 38 か所（70.4%）であった。



<図：検索ツールに求めるもの（数字は回答数）>

● 見守り事業の実施状況

高齢者の安否確認を主目的とする「見守り」の事業を実施している自治体は 50 か所（92.6%）であった。そのうち、「見守りネットワーク」を構築しているのは 44 自治体（50 自治体中 88.0%）、「要見守り者の名簿を作成」しているのは 32 自治体（同 64.0%）であった。その他、配食サービスや郵便局による見守り等の実施が報告された。



<図：安否確認を主目的とする「見守り」事業の実施状況>

また、「見守り」に用いているツールとして、「ステッカー」が最も多く、導入自治体は 11 か所で、利用者の名簿もそのうちの 8 自治体が有していた。次いで「センサー」を導入している自治体が 7 か所あり、利用者名簿はすべての自治体が有していた。

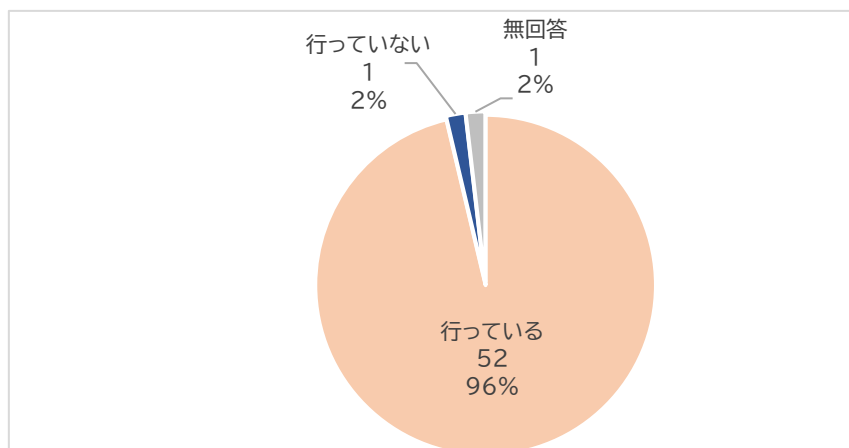
その他、緊急通報装置や福祉電話を安否確認用として用意していると報告した自治体もあった。

<表：安否確認を主目的としたツールを導入している自治体数とその概要>

ツール	導入自治体	自治体年間予算	利用者負担（1か月）	利用者数	利用者名簿有り
見守りキーホルダー	2	0～33万	0	約560人 （不明：1自治体）	1 か所
見守りステッカー	11	0～68.2万	0～300円	約5～140人 （不明：2自治体）	8 か所
タブレット端末 スマートフォン	0				
センサー	7	0～1,500万	不明 0～980円	8～160名	7 か所
その他	緊急通報装置、福祉電話				

● 行方不明時の捜索に関する事業の実施状況

県内市町村のうち、行方不明時の捜索の取組を行っているのは 54 市町村中 52 か所（96.3%）であった。そのうち、市町村内の関係者で捜索ネットワークを構築している市町村は 41 か所（同 78.8%）で、行方不明に備えて名簿を作成している市町村は 34 か所（取組を行っている自治体の 65.4%）であった。



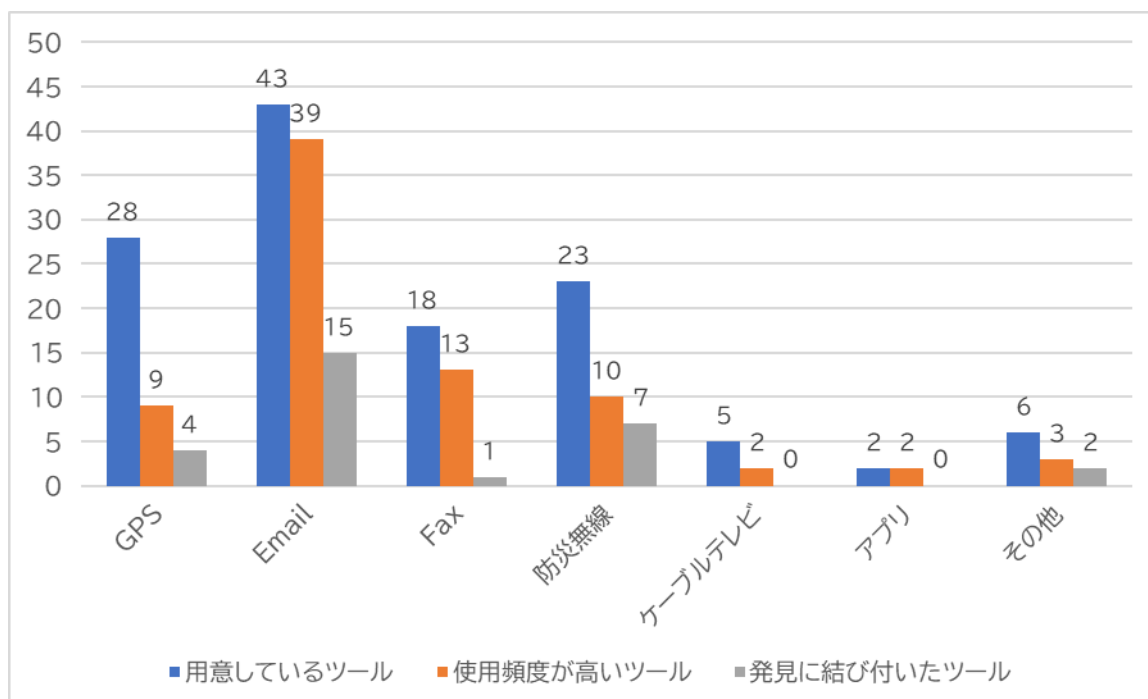
<図：行方不明時の捜索に関する事業の実施状況>

また、行方不明時の捜索用に整備しているツールを複数回答で求めたところ、最も多かったのは Email（43 件、同 82.7%）で、次いで GPS（28 か所、同 53.8%）防災無線（23 件、同 44.2%）、Fax（18 件、同 34.6%）であった。また、ツールによって自治体の年間予算は異なり、特に GPS は他の機器に比べて高額であった。

ツール	導入自治体	自治体 年間予算	捜索対象者の 負担（月平均）
GPS	28	3～50万円程度	0～1980円
Email	43	0～20万円程度	—
Fax	18	0～7万円程度	—
防災無線	23	—	—
ケーブルテレビ	5	—	—
アプリ	2	0～28万円	0～300円
その他	QRシール、電子@連絡帳、メルマガ、かかとシール、ラジオ放送、ステッカー、等		

<図：行方不明時の捜索用ツールを導入している自治体数とその概要>

また行方不明が発生した場合に使用頻度の高いツールについて複数回答で求めたところ、最も回答が多かったのは **Email** で 39 か所、次いで **Fax** (13 か所)、防災無線 (10 か所)、GPS (9 か所) であった。また、発見につながったツールとして最も報告が多かったのは **Email** (15 か所) であった。



＜図：行方不明時の検索用に導入しているツールと使用頻度の高いツール、発見に結び付いたツール＞

⑦ 見守り、行方不明時の検索における代表的ツールの応用性に関する検討

見守り、行方不明時の検索における代表的ツールについて、広域での使用を含めた応用性について検討すべく、県内の市町村職員と地域包括支援センター職員を対象に聞き取り調査を行うとともに、有識者と共に検討を行った。

まず、現在使用している行方不明時の検索におけるツールについて、**Email** を導入し、かつ活用している自治体が多いが、特に若い世代の登録者は **Email** アドレスの変更により、登録者から脱落していくため登録数が伸びにくいこと、検索依頼時に個人情報を配信するが、詳細を送信するとそれが各自のメールボックスに残ってしまうこと等から、詳細の情報は配信できないことが課題として挙げられた。同様に、防災無線での発信は、市町村銭気に個人の特徴等を伝えることになるので、また、近年、市町村外で発見される人の割合が増えているが、検索ネットワークは市町村内でしか運用できないことが課題としてあげられた。そのため、見守り、行方不明時の検索に用いるツールは、県単位で統一した

ほうがよいという意見が挙がった。

GPS はすでに半数以上の自治体で導入されており、今から仕様を県単位で統一することが難しいことに加え、充電等の手間や認知症の人が携帯していなければ発見に結び付きにくいので活用ににくいという意見があった。また、Email の登録はすでに多くの市町村で実施されているが、登録情報は市町村ごとに管理されており、全県統一で行うには登録者に許可を得ることが必要であること、年間 1,000 件弱発生している行方不明者の検索依頼の配信を全県一斉で行うことは現実的でないことから、結局はこれまで通り市町村単位で運用することになるとの指摘があった。同様に、Fax は協力機関が増えるごとに送信料がかかること、ケーブルテレビは地域限定であり、近隣市町村との連携が容易ではないとの意見があった。その他、行方不明時の検索ツールとして、防犯カメラを活用することで、行方不明の方の足取りを追うことができるのではないかという意見があった。

D. 考察・結論

2 年間の調査・検討を通じ、自治体において実施されている見守り、行方不明の検索の取組には様々なものがあること、特に行方不明時の検索ツールについては、導入と活用、実際の発見率などを比較することで、それぞれのツールの特徴が見えてきた。

まず、「見守り」という言葉が、安否確認と行方不明時の検索の 2 つに使われていることが明らかとなった。国や県の施策でもいえることだが、言葉の定義があいまいなままに取組が進んでいるものが少なくない。しかし、安否確認と行方不明時の検索ではその目的が異なることから導入すべきツールも異なる。そのため、まずは言葉の整理を行い、事業やツール仕様の目的を明らかにすることが必要であろう。

また、愛知県が平成 30 年度に実施した既存調査と、令和 2 年度に本研究で実施した調査の結果を比較すると、市町村が把握している行方不明者数は平成 29 年度時点で 770 名であったのに対し、令和元年度は 960 名と、190 名増加した。これは認知症の高齢者数が増えたことその他、各市町村における取組の推進により行方不明への対応が進み、より早期の段階で検索依頼があるなど、ケースが顕在化した可能性が考えられる。

次に、安否確認を主目的とした見守り事業を行っている自治体は 50 か所（54 市町村中 92.6%）であったが、ツールを導入している自治体は少なかった。逆に、行方不明時の検索においては、Email や GPS、防災無線等、様々なツールを導入していることが報告された。

ツールごとにみると、最も使用頻度が高いツールは Email で、次いで GPS、防災無線と続いた。しかし、検索依頼をするにあたって、Email は土日や夜間等の自治体職員の不在時に対応が遅れたり、個人情報をごくまで掲載するかといった課題がある。また、配信情報は送信者である自治体は削除ができないことから、顔写真や個人的特徴を Email で送信することを忌避する自治体が多い。また、GPS は導入している自治体も多いが、使用頻度は Email、Fax、防災無線に次いで 4 番目と、あまり活用されていない実態が明らかと

なった。

さらに、令和元年度に行方不明者のあった 41 自治体のうち、市町村外で発見された人のいる自治体は 13 か所（31.7%）で、市町村を超えた広域での取組みの重要性が改めて浮き彫りとなった。しかし、令和元年度時点で、広域で検索ネットワークを構築しているのは、「あいちオレンジネットワーク」に参加している日進市、みよし市、東郷町、豊明市、長久手市の 5 つの市町のみで、それ以外の自治体では近隣市町村で同じような事業（Email 配信）をやっているところを紹介するにとどめている。

とはいえ、市町村はそれぞれ独自に見守り、行方不明時の検索ツールを導入しており、それを統一することは簡単ではない。さらに、広域連携を行うにあたっては要綱の策定をはじめとする様々な事務手続きが必要となる。

そこで着目したいのが発見者についてである。平成 30 年度の愛知県の調査、ならびに本事業の調査の両者において、行方不明者の発見は一般住民が最も多く、次いで警察であった。つまり、行方不明者の検索において一般住民の役割は大きく、今後更なる協力を得ることによって、行方不明者の検索はより迅速かつ広域に進めることができるのではないだろうか。

一般住民の協力を得て広域での検索を推進するにあたっては、防災無線とアプリを活用することが考えられる。両者とも、検索範囲を限定して放送・配信ができる、自治体や行方不明者、そして捜査協力をする一般住民の費用負担がほとんどない、そして検索対象者が持ち運ぶ必要がないといった利点がある。特にアプリの場合、送信した情報、例えば顔写真や身体的特徴等を、送信者が削除することができる。また、近くの地域包括支援センターや警察署等の場所や連絡先を表示する機能を持たせることができることから、発見後にどこに連絡をするとよいかなどを合わせて紹介できる。また、対象を高齢者に限らず、子供や障がい者などに広げることなどもできるなど、汎用性も高い。あいにく、本調査の結果では、行方不明者の発見率に結び付いていないが、今後アプリが普及することで、発見率も上がると期待される。

見守り、行方不明時の検索ツールを導入・活用するにあたっては、その利便性だけでなく、認知症の人の個人情報の保護や費用負担、一般住民の協力の得やすさ等についても配慮が必要であろう。自治体や利用者、住民の負担を極力減らしつつ、認知症の人の安全・安心につながるツールは何かについて、引き続き探求していきたい。

【参考文献】

愛知県福祉局「2020 年 1 月 17 日深夜に発生した身元不明の方に対する不適切対応事案の検証及び再発防止策について」令和 2 年 3 月. 2020

菊地和則 他「認知症の徘徊による行方不明死亡者の死亡パターンに関する研究」日本老年医学会雑誌. 53(4), pp 363-373, 2016

警察庁生活安全局生活安全企画課「令和元年における行方不明者の状況」令和 2 年 7 月. 2020

警察庁生活安全局生活安全企画課「平成 30 年における行方不明者の状況」令和元年 6 月. 2019

厚生労働省「行方不明を防ぐ・見つける 市区町村・地域による取組事例」平成 29 年 1 月. 2017

鈴木隆雄「認知症高齢者の徘徊に関する実態調査」平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金. 2014.

鈴木隆雄「認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡に関する研究」日本セーフティプロモーション学会誌. 10(1), pp9-13, 2017.

日本総合研究所「認知症高齢者の行方不明時等の見守り・捜索システムについて」令和元年度老健事業「認知症高齢者の行方不明時における広域での支援体制構築に関する調査研究事業」. 2020

認知症施策推進関係閣僚会議「認知症施策推進大綱」令和元年 6 月 18 日. 2019

山川みやえ 他「認知症 本人と家族の生活基盤を固める多職種連携」日本看護協会出版会. 東京. 2017

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表

日本認知症ケア学会誌 投稿準備中

(「認知症高齢者の行方不明の発生状況と市町村が行方不明時の捜索に係るツールについて」)

日本老年医学会雑誌 投稿準備中

(「市町村の人口規模と行方不明の発生率、ならびに発見者の関係」)

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし